学校法人城西医療学園

就職活動等におけるハラスメント防止に関する基本方針

学校法人城西医療学園（以下「学園」という。）は、学園及び学園が設置する日本医療科学大学（以下「本学」という。）における教職員の採用活動において、学園の教職員募集に応募する者、応募を検討する者及び採用説明会・施設見学等に参加する者（以下「応募者等」という。）の人格と尊厳を尊重し、公正な採用選考を確保するため、就職活動等におけるハラスメントの防止に関する基本方針を次のとおり定める。

１　基本姿勢

学園は、採用活動に関連して応募者等に対して行われるハラスメント（以下「就活ハラスメント」という。）を一切容認せず、その防止と発生時の適切な対応に学園全体で取り組む。

２　対象

（１）保護の対象は、応募者等とする。
（２）本方針を遵守すべき者は、学園の役員及び教職員（教員選考委員会の委員その他採用選考に関与する者を含む。）とする。

３　禁止する行為

学園は、性的な言動、威圧的な言動その他応募者等の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は公正な採用選考を損なう言動を禁止する。主な例は次のとおりとする。
（１）性的な言動（容姿・交際・結婚等に関する質問や発言、不必要な身体接触、採用活動と無関係な私的な食事・交際への誘い、性的関係の要求等）
（２）採否を示唆して不当な要求をすること、威圧的・人格を否定する言動
（３）本人の適性・能力と関係のない事項（本籍・出生地、家族、思想・信条、性的指向・性自認等）を尋ねること

４　採用活動における遵守事項

（１）面接・面談等は、原則として勤務時間内に学園の施設内又は学園が設定したオンライン環境で行い、飲食を伴う場では行わない。
（２）面接・面談等は、原則として複数の教職員で対応する。
（３）応募者等との連絡は学園が指定する連絡手段に限り、私的な連絡先や SNS アカウントの交換は行わない。
（４）やむを得ず（１）又は（２）と異なる方法で実施する場合は、事前に法人事務局総務人事課（以下「総務人事課」という。）と協議し、実施方法を定め、応募者等の安全を確保する措置を講ずる。

５　相談窓口

（１）応募者等からの相談窓口を総務人事課に置き、本学ホームページ及び求人情報において周知する。
（２）就活ハラスメントに該当するか明らかでない場合や、発生のおそれがある場合も相談を受け付ける。
（３）相談者、行為者とされる者その他関係者のプライバシーを保護する。

（４）応募者等が相談したこと又は事実確認に協力したことを理由として、採用選考その他において不利益な取扱いをしない。また、教職員が事実確認等に協力したこと、都道府県労働局への相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停への出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしない。

６　相談への対応

相談を受けたときは、事実関係を迅速かつ正確に確認し、就活ハラスメントの事実が確認された場合は、被害者への配慮措置及び行為者への措置を適正に講ずる。また、事実が確認できなかった場合を含め、再発防止のための措置を講ずる。対応の経過は記録として保存する。

７　行為者への対処

就活ハラスメントを行った教職員に対しては、就業規則及び懲戒規程に基づき厳正に対処する。役員その他の関与者については、その地位及び適用される規程等に応じて適切な措置を講ずる。

８　周知・研修

本方針は役員及び教職員に周知するとともに、応募者等に対し、４の遵守事項、相談窓口並びにプライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止を周知する。また、採用選考及び相談対応に関与する者に対し必要な研修を行う。

以上